

令和4年3月31日

各 位

埼玉みずほ農業協同組合
代表理事組合長 日下部 一義

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合におきまして職員による不祥事件が発覚いたしました。

当組合では、コンプライアンスを事業の最重要項目の一つとして、様々な事業活動・取り組みを行ってまいりましたが、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、組合員・利用者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

なお、本件に関しまして、現時点で把握している内容と当組合の対応につきましてご報告させていただきます。

1. 不祥事件の概要

平成27年3月、南部経済センター職員が、組合員組織の生産者部会口座より現金を払戻し着服、以降、平成28年8月までに11回の払戻しと、当部会所有の農機具使用料を現金で預かり平成28年11月から平成29年7月までのあいだ5回着服、被害総額は61万5千円となります。

着服した現金は、ローンの返済や生活費に充てたと話しており、被害に遭われた生産者部会員の皆様へは、お詫びと報告を申し上げ、被害額の補てんは、当事者から全額弁済をいただいています。

また、県に対して不祥事件発生報告を提出し、告訴については、顧問弁護士と相談しております。

2. 今後の対応等

役員の管理・監督責任等については、関係機関と相談し厳正な処分を行い、関係職員の処分についても賞罰委員会での慎重審議を含め厳正に行いました。

当組合では今回の事態を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、再発防止に向け、内部管理態勢の充実・強化と、コンプライアンス意識の更なる向上を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

<本件に関するお問い合わせ窓口>

埼玉みずほ農業協同組合 総務部 リスク管理課長 電話 0480-44-2161 (代表受付)

※土日祝日を除く 9:00~17:00